

大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官（CDO補佐官）委嘱 状交付式の開催について

1 趣 旨

市とソフトバンク株式会社は、令和元年5月17日、ICT活用による教育の推進に資することを目的として「教育事業連携協定」を締結し、小中学校でのプログラミング教室や情報モラル学習、環境学習、さらには協定を基盤とした大船渡市デジタル推進アドバイザーの設置などを進めてきました。

その後、市からソフトバンク株式会社に対し、「両者の連携の強化、パートナーとしての位置付けを明確化したい」旨を申し入れ、これまでの協定の枠組みを見直し、DXの視点から、教育事業を包含して、去る8月6日、新たに「大船渡市とソフトバンク株式会社とのDX推進及び教育支援に関する連携協定」を締結しました。

当該協定を基盤として、市役所内部にとどまらず、市全体のDXを推進するため、DXに関する施策の先進的な事例の情報提供及び助言などを行う「大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官」（以下「CDO補佐官」（※）という。）を設置、その委嘱状交付式を開催するものです。

※CDO(Chief Digital-transformation Officer(最高デジタル変革責任者))。令和6年6月14日、市長をCDO、副市長を副CDOとし、全部長等で構成する「大船渡市DX推進本部」を設置しています。

2 日 時 令和7年9月30日（火） 午前10時30分～

3 場 所 大船渡市役所本庁 応接室

4 CDO補佐官

ソフトバンク株式会社 公共事業推進本部 第二事業統括部 東日本自治体DX推進室 担当課長 兼 CSR本部 地域CSR統括部 北海道・東北地域CSR部 参与 磯崎靖彦氏

5 CDO補佐官の役割

- (1) DXに関する知識の普及及び教育（例：市職員、市民等を対象としたDXの取組に関する研修・講習等）
- (2) DXに関する施策の先進的な事例の情報提供及び助言（例：大船渡市DX戦略推進に向けた助言、地域DXの事業化の検討・助言）
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事項

6 CDO補佐官の活動イメージ

CDO補佐官の活動イメージは次のとおりです。

なお、大船渡市デジタル推進アドバイザーは継続して設置します。



7 参考資料

大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官設置要綱

大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官設置要綱

(設置)

第1条 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に対応し、本市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に関する各種施策の戦略的な推進に寄与するため、大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官（以下「CDO補佐官」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 CDO補佐官は、連携協定締結企業その他の連携関係にある団体に属する者等であつて、適当と認めるものを市長が委嘱する。

(CDO補佐官の役割)

第3条 CDO補佐官の役割は、次のとおりとする。

- (1) DXに関する知識の普及及び教育に関すること。
- (2) DXに関する施策の先進的な事例の情報提供及び助言に関すること。
- (3) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 CDO補佐官の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 CDO補佐官は、無報酬とする。

(守秘義務)

第6条 CDO補佐官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、CDO補佐官が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) CDO補佐官から退任の申出があつたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他解嘱する必要があると市長が認めるとき。

(庶務)

第8条 CDO補佐官に関する事務は、企画政策部デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、CDO補佐官に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年8月21日決裁）

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。